

Windsor+（ウィンザープラス）に関する取決事項

フジフューチャーズ株式会社

（定義）

- 第1条 「Windsor+（ウィンザープラス）」（以下「本システム」といいます。）とは、対面取引と電子機器等を併用して行う商品先物取引（以下「取引」といいます。）をいいます。
- 2 「Windsor+（ウィンザープラス）に関する取決事項」（以下「本取決事項」といいます。）は、委託者（以下「お客様」といいます。）が本システムを利用してフジフューチャーズ株式会社（以下「当社」といいます。）に委託して行う取引に関して取り決めるものであり、お客様は本取決事項に同意し遵守するものとします。

（本システムの利用）

- 第2条 お客様が本システムをご利用する場合、本取決事項の内容を理解して取引を行う旨の当社所定の申込書を差入れるものとします。
- 2 お客様が本システムをご利用する際、当社が発行したユーザID及びパスワードはお客様本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡することはできません。その行為により取引が行われた場合、取引の責任は故意、過失如何を問わずお客様本人に帰属するものとします。

（法令等の遵守）

- 第3条 お客様が本システムを利用して売買注文を委託され、当社がその取次をするときは、お客様並びに当社は、関係諸法令及び商品取引所（以下「取引所」といいます。）の受託契約準則（以下「準則」といいます。）等を遵守するものとします。

（本システムの情報保護）

- 第4条 お客様は本システムのサービスを利用して知ることになった情報やデータを無断で第三者に提供又は開示することはできません。

（利用時間）

- 第5条 お客様が本システムを利用できる時間は、メンテナンス作業を行なう毎営業日日中立会終了から夜間立会開始までの間の数分間を除く時間となります。なお、サービス内容及び利用時間はお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

ります。

- 2 システム保守のために必要なメンテナンス作業は随時行います。メンテナンス作業中は一部もしくは全ての機能が利用できません。

(取引の種類及び取扱銘柄)

第6条 お客様が取引できる銘柄は、当社が定める銘柄とします。取引所が売買を規制した場合及び当社が自主的に売買を規制した場合は、その銘柄については取引できません。

(取引の数量)

第7条 お客様が取引できる数量は、取引所が定める建玉制限の範囲内で当社が定める建玉制限の範囲内の数量とします。

- 2 限月の繰越や、他社での建玉との合算で取引所が定める建玉制限を超えることとなった場合は、取引所の業務規程等諸規程に基づいて建玉を処分します。取引所及び当社が定める建玉制限を超えている状態では当該銘柄全ての限月において新規の建玉はできません。

(投資可能限度額及び取引可能額)

第8条 お客様が注文入力される時点での投資可能限度額は、お客様が申告した投資可能資金額から売買差損益金から手数料(消費税を含む)を差し引いた損金額(益金額は含まず。)を加算し、証拠金所要額及び注文中証拠金を減じた額となります。未習熟のお客様の場合は、お客様が申告した投資可能資金額を3で除した金額から証拠金所要額及び注文中証拠金を減じた額と比べ少ない額が投資可能限度額となります。

お客様が注文入力される時点での取引可能額は、受入証拠金の総額から証拠金所要額、注文中証拠金及び出金依頼額を減じた額となります。

お客様は、投資可能限度額と取引可能額を比べどちらか少ない金額の範囲内において新規売買注文の発注を行うことができます。

(売買注文の指示)

第9条 お客様が本システムを利用して取引を委託する場合は、準則第6条に定める指示事項を入力して行うものとします。

(売買注文の執行)

第10条 お客様が委託された売買注文は、原則として受付後、取引所の立会時間中は即時、

立会時間外は次に行われる立会で執行されます。ただし、次の事項のいずれかに該当する場合は売買注文の執行をいたしません。

- (1) 当月限の新規売買注文である場合
- (2) お客様が委託した売買注文の内容が公正な価格形成に弊害をもたらすものと当社が判断した場合
- (3) 関係諸法令及び取引所の準則等並びに本取決事項に基づき、当社が不相当と判断した場合
- (4) その他、取引の健全性に照らし、当社が不相当と判断した場合

(売買注文の受付、種類、有効期限)

第 11 条 お客様からの売買注文は、原則としてサーバーメンテナンス作業時間を除く時間で、当社が、注文入力内容を受信し、確認した時点での受け付けとします。

- 2 お客様が立会終了直前に売買注文を行った場合、当社が売買注文を受け付けたとしても、取引所に発注が間に合わなく売買注文が失効となる場合があります。その場合、売買注文は無効となります。
- 3 お客様が委託された売買注文の取消又は変更は、取引の性格上、その処理が完了するよりも早く売買注文が約定する可能性があり、当社が売買注文の取消又は変更を確認し、売買注文を受け付けたとしてもその処理の完了を保証するものではありません。
- 4 次の事項のいずれかに該当する売買注文の場合は取消又は変更を行うことができません。
 - (1) お客様の口座内の不足金を解消する処理を行うために当社が発注した仕切注文
 - (2) お客様の口座内の建玉制限を超える建玉を処理するために当社が発注した仕切注文
 - (3) お客様の口座内の当社が定めた指示日を迎えた受渡しの意思表示のない建玉を処理するために当社が発注した仕切注文
 - (4) お客様の口座内のロスカット状態になった建玉を処理するために当社が発注した仕切注文
- 5 お客様が本システムを利用して取引できる売買注文の種類及び条件は当社が定めるものとします。
- 6 お客様が本システムを利用して取引できる売買注文の有効期限は、最長で 10 営業日の期間設定となります。

(注文の照会及び口座の管理)

第 12 条 お客様が本システムを利用して当社に委託した取引の内容及びその結果について

は、各種照会画面等にて確認するものとします。なお、不足金発生等の口座の管理はお客様ご自身で本システムを用いて行うものとします。

(SPAN パラメータ等の変更)

第 13 条 SPAN パラメータ等は、当社がシステム処理を行う毎営業日中立会終了後から夜間立会開始までの間に変更し、当該残玉及び新規注文に対する証拠金所要額の変更をお客様の口座に反映します。なお、システム処理の状況により、多少時間がずれ込むことがあります。

- 2 お客様が毎営業日立会終了後に翌営業日の新規売買注文を発注された場合、翌営業日から適用される SPAN パラメータ等の変更により証拠金不足が発生することがあります。

(金銭の受払い)

第 14 条 金銭の受払いは原則として銀行口座振込みによって行い、振込み手数料は振込み側の負担（即時入金を利用した振込みの場合は当社の負担）とします。

- 2 当社へのご入金 は原則当社指定の銀行口座に振込みしていただきますが、当社が入金の有無を確認する最終時間は毎営業日午後 3 時 15 分（即時振込みに関しては午後 3 時 10 分）とします。最終時間を過ぎて確認された入金は、翌営業日の受付として口座に反映します。
- 3 本システムを利用して行う出金依頼は、4 営業日以内に行います。通常毎営業日当日午後 3 時 30 分までに確認できたものについては翌営業日に、午後 3 時 30 分を過ぎて確認できたものについては翌々営業日にお客様が当社に申告されている銀行口座にお振込します。なお、依頼後の口座内容の変更等により、出金が出来ないもしくは減額される場合があります。
- 4 お客様が本システムを通して指示された出金依頼は、本システム上で取消することができ、お電話でも受け付けます。但し、手続きの都合上取消できない場合があります。

(通知事項及び届出事項の変更)

第 15 条 お客様が予め当社に届出された、準則第 5 条の通知事項並びにその他の届出事項に変更があった場合は、直ちに当社の定める手順により変更手続きを行ってください。変更手続きがなされない為に発生した事故等について、当社は一切の責任を負いません。

(本システム利用の中止)

第 16 条 次の事項のいずれかに該当する場合は、本システムの利用を中止し、解約となります。

- (1) お客様が本システムの利用の停止を申し出られた場合
- (2) お客様が本取決事項及び準則に違反した場合
- (3) お客様が口座管理をご自身で適切に行わなかった場合
- (4) お客様の口座残高がなくなった場合
- (5) お客様から当社のサーバーに対して不正又は有害なアクセスがあった場合
- (6) お客様から頂いた書類の記載内容及び申告内容に虚偽のあったことが判明した場合
- (7) 通知事項及びその他の届出事項に変更があったにもかかわらず、変更手続きが行われない場合
- (8) 当社からの郵送物がお客様によって正常に受取られない場合
- (9) 当社が本システムを廃止した場合
- (10) その他、当社がお客様の本システム利用は不適當であると判断した場合

(本システムに障害が発生した場合の対応)

第 17 条 本システムに障害が発生し、利用できなくなった場合、外務員又は、お客様サービスセンター（0120-921-737）までご連絡ください。なお、お客様サービスセンターの受付時間は、原則毎営業日 8 時 30 分から 17 時 30 分までとなります。

(本システム内容の変更)

第 18 条 当社は、お客様に通知する事なく本システムで提供する内容を変更することがあります。

(本取決事項の変更)

第 19 条 本取決事項は、法令等諸規則の改正、監督官庁の指示又は当社の事情等により変更が相当と判断した場合は、予告なく変更することとし、お客様はそれを了承するものとします。

- 2 前項の場合、当社は、お客様に対して遅滞なく変更の内容を本システムの画面上で通知し、通知の時から変更の効力が生じるものとします。

(免責事項)

第 20 条 当社は、次に掲げる事項の一切の責任を負いません。

- (1) お客様、プロバイダー、当社、当社に情報を提供する商品取引所又は情報ベンダ

- 一のいずれかのシステム機器、通信回線等に障害が発生した場合
- (2) 当社に情報を提供する商品取引所又は情報ベンダーから、当社に対して誤った情報が配信された場合
 - (3) 当社の提供する本システムの内容について欠陥が生じた場合
 - (4) 天災等による障害により、当社の本システムの停止、遅延、誤謬、欠陥等が生じた場合
 - (5) その他、当社の責めに帰す事ができない事由による場合

(準拠法及び合意管轄)

第 21 条 本取決事項に関する準拠法は日本国法とします。又、お客様と当社との紛争に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

(その他)

第 22 条 本取決事項に定めのない事項、又は取決事項の履行につき疑義を生じた時は、双方誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

(附則)

『「ウィンザープラス」におけるシステムのご利用に関する取決事項』は平成 19 年 8 月 1 日より施行する。

『「ウィンザープラス」におけるシステムのご利用に関する取決事項』の改定は平成 19 年 8 月 9 日より施行する。

『「ウィンザープラス」におけるシステムのご利用に関する取決事項』の改定は平成 19 年 10 月 1 日より施行する。

『「ウィンザープラス」におけるシステムのご利用に関する取決事項』の改定は平成 19 年 12 月 3 日より施行する。

『「ウィンザープラス」におけるシステムのご利用に関する取決事項』の改定は平成 21 年 5 月 7 日より施行する。

『「ウィンザープラス」におけるシステムのご利用に関する取決事項』の改定は平成 21 年 10 月 1 日より施行する。

『「ウィンザープラス」におけるシステムのご利用に関する取決事項』の改定は平成 22 年 3 月 23 日より施行する。

『「ウィンザープラス」におけるシステムのご利用に関する取決事項』の改定は平成 23 年 1 月 1 日より施行する。

『「ウィンザープラス」におけるシステムのご利用に関する取決事項』の改定は平成 23 年

2月28日より施行する。

『「ウィンザープラス」におけるシステムのご利用に関する取決事項』の改定は平成23年6月1日より施行する。

『「ウィンザープラス」におけるシステムのご利用に関する取決事項』の改定は平成25年2月12日より施行する。

『「ウィンザープラス」におけるシステムのご利用に関する取決事項』の改定は平成26年7月22日より施行する。

『「ウィンザープラス」におけるシステムのご利用に関する取決事項』を「Windsor+（ウィンザープラス）に関する取決事項」と改定し、平成27年1月13日より施行する。

「Windsor+（ウィンザープラス）に関する取決事項」の改定は平成27年4月1日より施行する。

「Windsor+（ウィンザープラス）に関する取決事項」の改定は平成28年4月1日より施行する。